

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十二年国土交通省告示第二十四号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度並びに鉄線の引張りの許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度並びに組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の</p>

支圧 アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度並びに鉄線の引張りの材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

平成十三年六月十二日 国土交通大臣 林 寛子

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

第一 特殊な許容応力度

一 十一 略

十二 鉄線の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\frac{F}{1.5}$	F
この表において、Fは、鉄線の種類及び品質に応じて第三第八号に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

第二 特殊な材料強度

一 十 略

十一 鉄線の引張りの材料強度は、第一第十一号の表に規定する短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値によらなければならない。

圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度並びに鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

平成十三年六月十二日 国土交通大臣 林 寛子

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

第一 特殊な許容応力度

一 十一 略

第二 特殊な材料強度

一 十 略

第三 基準強度

一 五 略

六 略 (タツピンねじ)

七 略 (アルミの基準強度)

八 第一第十一号に規定する鉄線の基準強度は、次の表の数値とする。

種類及び品質		基準強度 (単位 平方ミリメートルに つきニュートン)
普通鉄線	S W M B	135
溶接金網用 鉄線	S W M P	
径が九ミリメートル以 下のもの		
この表において、S W M B及びS W M Pは、JIS G 3531 (鉄線) 1000に規定するS W M B及びS W M Pを、それぞれ表すものとする。		

第三 基準強度

一 五 略

六 略 (タツピンねじ)

七 略 (アルミの基準強度)